

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第47号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月10日 10時50分ごろ	
発生場所	山口県下関市 六連島灯台から真方位063° 2,300m付近 (概位 北緯33° 59.3′ 東経130° 53.4′)	
事故等調査の経過	平成23年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八山和丸、99トン 128658、山和船舶海運有限会社 B バージ ⊕26、長さ51m なし、株式会社関西港湾工業	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ翼に曲損及び欠損、船底外板に擦過傷 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、浚渫土砂約1,200m ³ を積載して喫水約4mとなったB船を押航し、船首約2.2m、船尾約3.5mの喫水で六連島北東方沖の人工島埋立予定地に向かった。 船長Aは、1人で船橋当直に就いて同予定地に到着し、全土砂を投下して喫水が約1.0mとなったB船を押して回頭中、平成22年11月10日10時50分ごろ、両船が浅所に乗り揚げた。 船長Aは、測深儀は作動中であったが、回頭中に水深の確認を行っていなかった。 両船は、自力で離礁して航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	人工島埋立予定地内は、土砂投入済みの水域に旗等の目印が設置されていたが、風で流されるなどして不正確であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし なし A船は、六連島北東方沖の人工島埋立予定地において、土砂の投下を終えて浅所が多数存在していた水域をB船を押して回頭中、船長Aが水深の確認を行っていなかったことから、両船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、六連島北東方沖の人工島埋立予定地において、土砂の投下を終えてB船を押して回頭中、船長Aが水深の確認を行っていなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	